

## 南種子町農業委員会平成 28 年 3 月総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 3 月 15 日（火）午前 9 時 35 分から午前 10 時 53 分
2. 開催場所 研修センター 2 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			
4. 欠席委員
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 13 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について  
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 20 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について  
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について  
議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について  
議案第 6 号 南種子町農業委員会規程の一部改正について  
議案第 7 号 平成 28 年度標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報の提供について  
議案第 8 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準（下限面積）の設定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子

## 7. 会議の概要

- 事務局        それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長        ただ今から、第20回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長        日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長        異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号)10番、白川 秋信 委員。12番、小山 重和 委員を指名します。
- 議長  
事務局        日程第2、諸般の報告。局長が行います。  
それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。  
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】  
以上で(諸般の)報告を終わります。
- 議長        (諸般の報告に対しての)質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。
- 議長        日程第3、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第13号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、外2件を議題にします。
- 議長  
事務局        事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。  
議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権3件)について承認を求めるものでございます。資料3ページをお開きください。  
平成24年度第13号にて承認された、平成24年11月30日公告の一部変更に関するもの 外2件であります。  
平成24年12月1日から平成29年11月30日までの5年間設定期間で、畑 1,665㎡、合意解約日は平成27年10月3日付けで貸す側の都合による合意解約であります。  
2番目が平成24年12月1日から平成34年11月30日までの10年間設定期間で、田 3,428㎡、合意解約日は平成27年9月24日付けで所有権移転による合意解約でございます。  
3番目が平成26年7月1日から平成31年6月30日までの5年間設定期間で、畑 3,317㎡、合意解約日は平成28年1月8日付けで借りる側の都合による合意解約でございます。  
資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。  
整理番号1番についてですが、利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 A さん で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇

番地〇 B さん でございます。登記・現況は、畑で1筆の1,665㎡でございます。さとうきび作付けをしていましたが、ここにご自分の自宅を新築したいということから貸す側の都合による合意解約でございます。この後の議案第4号において、提案の予定でございます。

整理番号2番についてですが、利用権設定をする者は、霧島市〇〇〇〇番地〇 C さん で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地 D さん でございます。登記・現況は、田で4筆の3,428㎡でございます。水稻作付けをしていたところですが、この4筆の田につきましては、既に C 氏から E 氏に3条申請で所有権移転されたものでございます。今回、C 氏 と D 氏 の合意解約が整い、所有権移転に伴う合意解約でございます。

整理番号3番について、利用権設定をする者は、西之表市〇〇〇〇番地 F さん で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地 G さん でございます。登記・現況は、畑で1筆の3,317㎡でございます。さとうきび作付けをしておりますが、所有権移転に伴う合意解約であります。

個別の資料につきましては、5ページから7ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議 長 長 ただ今事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 長 質疑ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第20号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。なお、整理番号3番については、池亀 昭次 委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなります。依って、整理番号3番を初めに協議します。議事参与に関わる、池亀委員の退場を求めます。

(池亀 昭次 委員、退場)

議 長 事務局より整理番号3番の説明をお願いいたします。河野係長。

議 事 務 局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権8件の内1件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は12ページをお開きください。整理番号3番について説明いたします。

今回、利用権を設定する方は南種子町〇〇〇〇番地〇 H さん で、利

利用権設定を受ける方は〇〇〇〇番地〇 I さん でございます。

現況は、畑が1筆の2,191㎡です。設定期間は、5年間設定です。

個別の資料につきましては、16ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上8件の内、1件について説明を終わります。

議 長 整理番号3番の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 整理番号3番について、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、整理番号3番については原案どおり決定いたします。整理番号3番については原案どおり決定いたしました。池亀委員の入場を求めます。(池亀 昭次 委員、入場)

議 長 なお、整理番号6番についてですが、古市 道則 委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなります。整理番号6番について協議したいと思います。その前に、古市委員の出場を求めます。(古市 道則 委員、退場)

議 長 事務局より整理番号6番の説明をお願いします。河野係長。

事務局 はい。平成28年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画の残り、賃貸借権7件の内1件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は13ページをお開きください。整理番号6番になります。

今回、利用権を設定する方は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇 J さん で、利用権設定を受ける者は、〇〇〇〇番地〇〇 K さん でございます。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇の1筆になります。この地番につきましては、字図をご覧いただければ分かりますが、資料19ページをお開けください。

現況は畑1筆で、14,458㎡ある内の、真ん中のほうにある2,500㎡を、今回利用権設定を行うものであります。設定期間は、10年間設定でございます。

個別の資料については19ページに(字図を)添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上7件の内、1件について説明を終わります。

議長 長 整理番号6番についての説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、整理番号6番について、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、整理番号6番については原案どおり決定いたします。整理番号6番については原案どおり決定いたしました。古市委員の入場を求めます。  
(古市 道則 委員、入場)

議事 局長 議案第2号、その他6件の説明を事務局よりお願いします。河野係長。  
議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権残り6件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は12ページをお開きください。農用地利用集積計画 賃貸借権6件について説明いたします。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地 Lさんで、利用権設定を受ける方は、南種子町〇〇〇〇番地 Mさん、外5件でございます。

現況は、田が12筆の14,702㎡、畑が7筆の7,475㎡、全体で22,177㎡でございます。設定期間は5年間設定で、新規設定4件と再設定2件となっております。

この内、整理番号4番について説明をいたします。ここの部分につきましては、〇〇〇〇—〇〇につきましては、今回地籍が入っております結果、今まで利用権設定の賃借料のほうを〇万円で設定しておりましたが、本人等の話し合いの結果、全体で〇万円という形で利用権設定のほうがされております。再設定になります。

個別の資料につきましては、14ページから21ページに添付してありますのでお目通しをお願いしたいと思います。

以上6件に関わる利用権設定については、利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めます。説明を終わります。

議長 長 外6件の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・N、譲受人・O 外6件を議題とします。

なお、整理番号1番については、わたくし戸石が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなりますので、退場いたします。依って、職務代理の石堂委員に議事進行をお願いいたします。

(戸石 助美 会長、退場)

(石堂 かよ子 職務代理、登壇)

職務代理 それでは、事務局より議案第3号 整理番号1番についての説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 資料23ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が7件でございます。今回、整理番号1番について、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 Nさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地 Oさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇。地目は田で、地積は合計で1,157㎡です。所有権移転で売買と売買によるものでございます。

この件につきましては、25ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は32ページから添付してあります。以上で説明を終わります。

職務代理 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、地区担当の高田委員にお願いしたいと思います、整理番号1番、高田委員。

9番委員 整理番号1番のNよりOへの所有権移転の申請の件について、3月7日の現地調査を行った訳です。またそれ以前の3月5日の日に、O氏またはN氏よりの聞き取り調査について、報告をしたいと思います。

この申請地につきましては、以前20数年前にそれぞれ売買がされて、金銭の支払いについても終わっておりますけれども、所有権の移転がされていなかったというようなことで今回、所有権移転申請という形になってきております。えー現地調査の状況を見た委員については分かったことと思いますけれども、33ページの字図を見てください。(〇〇〇の)農道の道沿いに該当する土地でございまして、その上にN氏、妻のP氏、Pさんの土地が8畝ありまして、高土手からの出入りということで、非常に農作業の効率が悪い土地でございまして、今回どうしても所有権移転して、この農地を求めたいということで、20数年前にそれぞれ整理がされて、売り買いがされた経緯でございまして、今回所有権移転まで済まずということでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

職務代理 担当委員から説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
職務代理 質疑ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第3号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成です。議案第3号については原案どおり決定いたします。議案第3号 整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。戸石委員の入場を求めます。  
(戸石 助美 会長、入場)  
(石堂 かよ子 職務代理、降壇)

議 長 引き続き、事務局より議案第3号 整理番号2番から7番までの説明をお願いします。河野係長。

事務局 整理番号2番です。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Q さん です。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 R さん です。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇 外1筆。地目は共に畑、地積は計4,890 m<sup>2</sup> です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は34 ページから添付しております。

整理番号3番ですが、譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 S さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 T さん です。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は畑、地積は233 m<sup>2</sup>。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は37 ページから添付しております。

続いて、整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇 U さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 V さん です。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は畑、地積は1,991 m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は40 ページに添付しております。

続いて、整理番号5番。譲渡人が西之表市〇〇〇〇番地 F さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 W さん です。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇〇〇。地目は畑、地積は3,317 m<sup>2</sup>。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は41 ページから添付しております。

続いて、整理番号6番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 X さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 Y さんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇。地目は畑、地積は 6,088 m<sup>2</sup>。所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、30 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は43 ページから添付しております。

整理番号7番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Z さん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 Y さんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇〇〇。地目は畑、地積は 980 m<sup>2</sup>。所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、31 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は45 ページから添付しております。

以上6件につきましては、3月7日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、それぞれ担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ補足説明をお願いします、整理番号2番、高田委員。

9番委員 はい。整理番号2番の譲渡人・Qさん、譲受人・R君の農地について説明をいたします。今回申請のあった、この2筆につきましては、Qさんの父であります、aさんからQさん、bさんに経営移譲する段階におきまして、今回申請の2件につきましては、b君に経営移譲しなければならなかった土地について、Qさんに経営移譲されていたというようなことで、もうbさんの息子が、今回のこの申請の譲受人のR君になります。bさんに名義変更ではなくして、息子のR君にもう名義変更をしていくということで、QさんからR君への所有権移転という形になります。そういうことで、贈与の理由といたしましては、QさんからR君への贈与という形でございます。

〇〇〇の893 m<sup>2</sup>の畑につきましては、牧草を植えております。その下の3,997 m<sup>2</sup>の畑につきましては、キビの植え付けがされていたというところでございます。そういうことで何ら問題のない農地かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長 長 整理番号3番、寺田委員。

1番委員 はい。この申請地はSさんから依頼があって、買い取るという形になりますけれども、元々住宅を造る時に、38ページの地図を見て貰えば分かる



んですけれども、住宅のところに圃場がありまして、幅が約2メートル一位で小型トラクターが入ってきて叩けば終わるという狭い農地がございます。住宅との間に段差があるということで大変狭いところでございますけれども、住宅を造る時にここの部分を残した形で、宅地として利用しております、その後ここが残ったということでSさんのほうから依頼があつて、是非買ってくださいということで、一応3条申請ということで挙げたところでございます。この土地については、本人が耕作をする意志がありますので、効率的に利用出来るんじゃないかというふうに思います。以上です。

議長  
2番委員

整理番号5番、池亀委員。

はい。売る人はFさん、受ける人はWさん。Wさんは今現在作っている畑の道を挟んで、真ん前にこの畑があるということで、Fさんが、もう私は百姓は出来ないということで、それだったら私に売ってくださいということで、畑を〇〇のほうになるべく集めたいという意向がWさんにありまして、そういった次第でございます。また、Wさんは、まだ奥さんをもっていない独身の子供もおりまして、その人に後を譲っていきたいということもありまして、現在畑の集積をしているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長  
4番委員

整理番号4番・6番・7番、古市委員。

はい。整理番号4番、Uさん、この方はVさん、Vさんは、cさんの奥さんでありまして、このcさんのお父さんが、昔、このVさんから土地を買っていたんですけど、中々名義を変えようと思っていただけ、色々問題があつて変えられなくて、今回地籍が入りまして、まあ話がついて名義変更ということになっていきます。よろしくお願いいたします。

それから整理番号6番、Xさん、それからYさん。これはXさんのお父さんがdさんといって、昔パイロット事業で入って途中で、もう20年位前にeさんという方がおられて、その方が結婚するということで、Xさんのお父さんとYさんのお父さんが兄弟で、その時にfさんが息子の名前に、Xに変えようと名義変更したら、その時に代書が間違つて、全部1人ずつに変えてしまつて、今現在、それで名義変更ということで。その時に分ければ良かったんですけど、1人分にしておつてですね、そういうことだそうです。それで今回、名義変更・所有権移転ということなんです。

整理番号7番、Zさん、それからYさん。Zさんのお母さんがYさんの姉さんに当たりまして、今度お父さんが亡くなられて、財産処理をすることで、ZさんがもっていたところをYさんのお父さんから今度は、昔養蚕小屋があつて、そこを切り込み場にしたら、そこをYさんの場所を交替するというので、それぞれ交換で名義変更・所有権移転ということなんです。よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 質疑ありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい。小山委員。  
12 番委員 古市委員にお聞きしますけど、U さんと V さん、現在これは誰が畑  
を作っているんですか。

4 番委員 これはVさん。もう爺さんの代から 20 年・30 年、作付けをしています  
が、それが名義が中々変わらなくて、それが地籍で話し合いがついて。

8 番委員 はい。4 番のこの土地については、私に〇〇のUさんから立会いをして  
くれと、立会い人をしました。それで本人も息子さんも居るところで聞い  
たところ、この土地に行ったことも無い、作付けをしたことも無いという  
ことで。Vさんが去年、Uさんが買っているとして立会いをしたらオッケ  
ーが出て、それで名義変更に至りました。

4 番委員 親同士が分かっている、Uさんの息子が分からなかったということで。  
議 長 小山委員。今の説明で分かりますか。  
12 番委員 はい、了解。分かりました。  
議 長 この土地に関しては、今地籍が入って、地籍の中で西田委員が立ち会っ  
たという説明でございました。ということで小山委員の質問に関しては、  
この土地は今誰が耕作していますか、という質問であったと思いますが、  
その質問に対して今の答えでよろしいですか。小山委員。よろしいですか。

12 番委員 はい、よろしいです。  
議 長 他に質問ないですか。

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号 整理番号 2 番から 7 番につい  
ては、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
全員賛成ですので、議案第 3 号については原案どおり決定いたします。議  
案第 3 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第 6、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、  
を議題にします。申請人・A。事務局より議案第 4 号の説明をお願いします。  
河野係長。

事 務 局 資料のほうは 47 ページをお開きください。  
議案第 4 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請について、審査を求  
めるもので、転用申請が 1 件でございます。資料を読み上げます。  
整理番号 1 番。申請人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇〇 A さん。  
土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇。登記・現況は畑。地積は 498  
m<sup>2</sup> です。  
転用計画といたしまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成 28 年 3 月から平成 28 年 8 月まで。

資金は 造成費 〇〇万円、建築費 〇, 〇〇〇万円、計 〇, 〇〇〇万円、自己資金 〇〇〇万円、融資 〇, 〇〇〇万円によるものです。

転用目的としましては、一般住宅です。

面積につきましては、土地造成 100 m<sup>2</sup>、建築物として住宅 130.00 m<sup>2</sup>、車庫 34.00 m<sup>2</sup>、建築面積 264.00 m<sup>2</sup>、所要面積 498.19 m<sup>2</sup> です。

転用事由の詳細としまして、「住宅を新築するにあたり所有する宅地が無い為。」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要としまして、「申請地北側は町道〇〇〇線、西側は公衆道路、南側は畑、東側は原野になっています。生活排水及び雨水は排水設備を設け北側道路の側溝へ排水します。申請地南側及び東側にはコンクリート擁壁を設け農地への土砂の流出を防止します。なお工事施工にあたっては周辺農地に影響を及ぼさぬ様に注意して行い、被害が発生した場合は申請者の責任において補償します。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域外、及び都市計画区域内で、農地区分は「第 2 種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われます。

参考資料は 48 ページから添付しております。

なお、以上につきましては、3 月 7 日の現地調査におきまして申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、それぞれ担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、整理番号、白川委員。

10 番委員 　　はい。A さんは現在、〇〇〇のほうに借家にて居を構えておりまして、この方は元々〇〇〇出身で、亡くなりました g さんの息子であります。お父さんの畑がありまして、そこを譲り受けて今回住宅を建築したいというようなことでございます。転用するにあたって、被害の防除の概要については、事務局から説明があったとおりでございます。どうぞ宜しくお願いいたします。終わります。

議 長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
（「はい。」の声あり）

議 長 　　はい。小山委員。

12 番委員 　　まあ直接あれにはならないと思いますが、A さんは何歳で、何処の会社に勤めているの。

10 番委員 　　えー、A さんは、中種子の〇〇〇〇に勤めておりまして、この住宅の建設も〇〇〇〇さんが建設をする予定になっているということです。

12 番委員 　　はい。了解しました。

議 長 　　はい。他にありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、議案第4号については原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、を議題にします。対象者・h 外2件を議題とします。事務局より議案第5号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 資料のほうは53ページをお開きください。

議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、説明いたします。

整理番号1番。所有者は南種子町〇〇〇〇番地〇〇 h さん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇—〇でございます。地目については、田で 地積は 548 m<sup>2</sup> と 2,439 m<sup>2</sup> になります。

整理番号1番のほうにつきましては、熊毛支庁の農村整備課 農村地域防災減災事業において、この地区のほうが今回農地の現況が原野になっているということから、先に登記を行っていきたいという要望がありまして、現地調査のほうを行ったところであります。

整理番号2番につきましては、所有者は南種子町〇〇〇〇番地〇 i さん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇—〇〇、畑 62 m<sup>2</sup>、〇〇字〇〇〇〇—〇〇、畑 138 m<sup>2</sup> でございます。

ここにおきましては、i さんが、今回農地のほうを農地中間管理機構のほうに全筆貸出しを行いたいという要望から、台帳整備を行った中で、i さんの、この2筆につきまして、非農地の状況にあるということで、今回現地調査を行ったところでございます。

3番につきましては、所有者は南種子町〇〇〇〇番地 j さん でございます。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇—〇、畑 794 m<sup>2</sup> でございます。

この土地については現在の、皆さんのお手元にこの非農地の現況写真があるかと思いますが、これを参考にさせていただければ分かると思いますが、③のほうにつきましては、先ごろ住宅が建っている周りが今回非農地の表示しているところになります。

所有者のほうはIターンで、こちらのほうにお住まいだったところ、もう既に地元のほうに帰ったことから、また次の人がこの宅地を買いたいという要望がありまして、現在ここについては、現況このような状況にあるので、非農地願いが出たところでございます。

以上、平成28年3月7日に現地調査を行いまして、戸石会長、高田農

地部長、石堂・中峰委員、職員4人等で現地調査の確認をしているところでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
（「はい。」の声あり）

議 長 はい。白川委員。

10番委員 はい。この（別添資料）写真は、3番目は〇〇〇〇—〇となっているんですが、（資料53ページ）この土地の所在は〇〇〇〇—〇になっていますが、どちらが正ですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 すみません。写真のほうでは〇〇になっておりますが、〇〇〇〇が正となります。

10番委員 はい。分かりました。

議 長 他にありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第8、議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について、を議題に  
します。申請人・k 外7件を議題とします。

議 長 事務局より議案第6号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 はい。それでは59ページをお開きください。

議案第6号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるものです。申請人は、kさん外7件です。

総計としまして、計14筆、面積は308アール。奨励金の合計金額が、15万4千円となります。

以上につきましては、3月7日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第9、議案第7号 南種子町農業委員会規程の一部改正について、

を議題にします。事務局より議案第7号についての説明をお願いします、事務局長。

事務局

はい。それでは議案第7号について、ご説明を申し上げます。

議案第7号は、南種子町農業委員会規程の一部を改正する旨の、南種子町農業委員会規程7条第1項第13号の規定により、農業委員会の議決を求めるものでございます。それでは議案について、説明をいたします。

資料65ページにお示しのように、今回4月から県の常任会議の諮問会の開催時期が変更になってございます。この資料どおりの日程でございますが。

それに伴いまして、新旧対照表でご説明をさせていただきますが、63ページでございます。この内容に旧・改正前でございますが、『定例総会は、毎月15日』ということで、会長が招集するということで規定がございます。ここについて、改正後になります。『定例総会は、原則として毎月1回会長が通知により招集する。』と、このように改正をいたしたいと思っております。

なお、この附則ですけれども、この規程につきましては、平成28年4月1日から施行とする、としております。ご審議方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 事務局より議案第7号の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第7号については、原案どおり決定することに賛成する方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第7号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第8号 平成28年度標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報の提供について、を議題とします。事務局より議案第8号の説明をお願いします、局長。

事務局

それでは別冊資料により、説明をいたします。南種子町農業委員会3月定例総会、議案補足説明資料の中の一番最後のページに、折り込んで添付してある資料になります。よろしいでしょうか。それではご説明いたします。

先ず、経過報告と流れについてでございますが、平成28年2月15日に、午後1時30分より南種子町農林技術連絡協議会におきまして、検討会をしたところであります。それを受けまして、平成28年2月19日、金曜日午後4時30分より中種子町におきまして、南種子町・中種子町、それから種子島農業公社の合同検討会が開催され、検討を行っております。

続きまして、(3)ですけれども、平成28年3月11日、金曜日 午後

7時から研修センターにおきまして、標準小作料・標準作業料金検討会を開催したところであります。ここにつきましては、総合農政課長が会長になっているところでございます。

本日ですけれども、ここに3月15日、今日の総会におきまして、承認をいただきまして、4月に向けまして、広報誌折り込み全戸配布、町ホームページ掲載等という、このような流れであります。

それでは28年度のごまでの作業料金につきまして、ご報告を申し上げますけれども、2ページ目の資料をご覧ください。平成27年10月7日まで678円、一番上の県の最低賃金がですね。平成27年10月8日から694円ということでお示しをされています。

それを受けまして、ここにつきましては、先ず694円に8時間を掛けまして、5,552円に、ここについては改定をいたしましようということ、来ております。

大きな表紙の大きな『2』の南種子町農作業料金の平成27年度、5,424円でございますが、ここを空白にしてございます。賃金を決めるに当たり、28年度の8時間当たりにつきましては、694円、5,552円ということ、お示しをいたしたいところであります。

それでは、大きなA3の縦型の資料について、ご説明をさせていただきます。ここにつきましては、昨年から変わったところは、色を変えている部分でございます。

先ず左上、『平成28年度』です、それを受けまして、一番上の『5,552円』、時給『694円』ということでございます。

それから一般の部の耕耘機のところですが、内容を追加して欲しいということで、『(さとうきび・中耕・培土管理作業含む)』ということを入れてもらいます。ここにつきましては、あまり居ないんですけども、耕耘機で株出しとか、培土を頼む人が居るということで、この料金を参考にしたいので、ということが出ましたので、摘要等に入れさせていただきました。

それから、さとうきびの『植え付け』の『うね切2連ロータリー作業』、金額については、『4,320円』は変わらないんですけど、これも内容変更ということ、です。

それから、『プランター一貫作業』で右側の、『全・短茎式共』というのを入れてくださいということ、ございました。

それから下のほうの、料金につきましては、農作業賃金、以下金額については、今般の情勢により今年度もこの金額は全体的に変えないということで統一されております。

で、『2、』ですけど、『平成27年度』から『平成28年度』に変わります、その下の資料の中で、『平成26年度』であったのが、『平成27年度』ということ、お願いをいたしたいと思っております。農地賃借料情報につま

しても、この金額等につきましては、変更はございません。

以上、報告をして審議方よろしく願いいたします。終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第8号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第11、承認第1号 農地法第3条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定について、を議題とします。事務局より承認第1号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 67ページをお開きください。承認第1号は農地法第3条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定について、承認を求めるものです。これにつきまして、趣旨を説明いたします。68ページをお開きください。

趣旨につきましては、平成21年6月24日付で、交付された改正農地法により下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。農業委員会で、新たに別段面積を設定しない場合に、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が原則である50アールになります。

本町においては、平成21年11月16日に種子島1市2町の会長・事務局長会議において、島内統一した下限面積50アールを維持し、別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外)で対応する。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)で、その経営が集約的に行われる事であると認める場合は、下限面積以下でも考慮することでの意見で、平成21年度承認決定されています。

以上のことから、農地法第3条第2項第5号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、前年度と同様となったので、平成28年度におきましても引き続き下限面積50アールとし、又別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外で対応。)することとしたいので、承認を求めるものです。

なお、参考資料につきましては2010年度の農林業センサスのデータを載せています。現在の最新の情報が2010年度のため、昨年度に引き続きこのデータを載せているところでございます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)



- 議 長 はい。小山委員。
- 12 番委員 南種子町の 50 アールは分かったけど、1 番、2010 年の農林業センサスの見方は、『南種子町農業委員会』、これは何処を見たら良いんですかね。分かるようで分からないから。
- 議 長 事務局、説明は出来ますか。
- 12 番委員 自給的農家が 136、これは南種子町のことをいっているんですかね。
- 議 長 はい、事務局お願いします。
- 事 務 局 はい。南種子町農業委員会の資料になります。
- 議 長 はい。懇談に入ります。
- 議 長 はい。懇談を解きます。
- 議 長 他に質問ありませんか。  
(「ありません。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、承認第 1 号については、原案のとおり承認決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。承認第 1 号については原案どおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。